

議案第92号

川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例
を次のとおり制定する。

平成19年9月3日提出

川崎市長 阿部 孝夫

川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する
条例

川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（平成4年川崎市条例
第54号）の一部を次のように改正する。

第1条中「自動車の駐車のための施設（以下「駐車施設」という。）」を「駐
車施設」に改める。

第2条に次の1項を加える。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に
定めるところによる。

(1) 駐車施設 自動車の駐車のための施設をいう。

(2) 特定自動車用駐車施設 駐車施設のうち、道路交通法（昭和35年法律
第105号）第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車（い
ずれも側車付きのものを除く。以下「特定自動二輪車」という。）以外
の自動車の駐車のための施設をいう。

(3) 特定自動二輪車用駐車施設 駐車施設のうち、特定自動二輪車の駐車のための施設をいう。

第4条の見出し並びに同条第1項及び第2項中「駐車施設」を「特定自動車用駐車施設」に改め、同条第3項中「駐車施設」を「特定自動車用駐車施設」に、「同項の表」を「同表」に改め、同条第4項中「駐車施設」を「特定自動車用駐車施設」に改める。

第6条（見出しを含む。）中「駐車施設」を「特定自動車用駐車施設」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（建築物の新築等に係る特定自動二輪車用駐車施設の附置）

第6条の2 次の各号のいずれかに該当する建築物を新築しようとする者は、当該建築物又は当該建築物の敷地内に特定自動二輪車用駐車施設を附置しなければならない。

(1) 駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域の区域内において、特定用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超える建築物

(2) 周辺地区等の区域内において、特定用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超える建築物

2 前項に規定する建築物を新築しようとする者が附置しなければならない特定自動二輪車用駐車施設は、次の表の(1)の項に掲げる用途に供する建築物の部分の床面積をそれぞれに対応する(2)の項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値（小数点以下の端数があるときは、これを切り上げる。）の台数以上の規模を有するものでなければならない。

(1)	駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域の区域内		周辺地区等の区域内
	特定用途に供する部	特定用途に供する部	特定用途に供する部

	分（百貨店その他の店舗又は事務所の用途に供する部分に限る。）	分（百貨店その他の店舗又は事務所の用途に供する部分を除く。）	分
(2)	3, 000平方メートル	8, 000平方メートル	8, 000平方メートル

3 前項の規定にかかわらず、建築物の延べ面積が6, 000平方メートルに満たない場合においては、当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない特定自動二輪車用駐車施設は、同項の表の(1)の項に掲げる用途に供する建築物の部分の床面積をそれぞれに対応する同表の(2)の項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値に、次の表により算出して得た数値を乗じて得た数値（小数点以下の端数があるときは、これを切り上げる。）の台数以上の規模とする。

駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域の区域内	周辺地区等の区域内
$1 - \frac{1, 500 \text{ 平方メートル} \times (6, 000 \text{ 平方メートル} - \text{延べ面積})}{4, 500 \text{ 平方メートル} \times \text{延べ面積}}$	$1 - \frac{6, 000 \text{ 平方メートル} - \text{延べ面積}}{2 \times \text{延べ面積}}$

4 前2条の規定は、特定自動二輪車用駐車施設を附置する場合について準用する。この場合において、第5条中「前条第2項」とあるのは「第6条の2第2項」と、前条中「第4条第1項」とあるのは「第6条の2第1項」と、「特定自動車用駐車施設」とあるのは「特定自動二輪車用駐車施設」と、同条各号中「前2条」とあるのは「第6条の2第1項から第3項まで及び同条第4項において準用する第5条」と読み替えるものとする。

第7条中「前3条」を「第4条から前条まで」に改める。

第8条第1項中「前条まで」を「第6条まで及び前条」に、「駐車施設」を「特定自動車用駐車施設」に改め、「自動車」の次に「（特定自動二輪車を除く。）」を加え、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前2条の規定により建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない特定自動二輪車用駐車施設のうち駐車のために供する部分の規模は、駐車台数1台につき幅1メートル以上で奥行き2.3メートル以上とし、特定自動二輪車を安全かつ円滑に駐車させ、及び出入りさせることができるものとしなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に新築、増築又は大規模の修繕等（改正後の条例第6条に規定する大規模の修繕等をいう。以下同じ。）の工事に着手している建築物及びこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条又は第19条の規定により都市計画決定された事業で、施行日以後に当該事業により新築される建築物については、なお従前の例による。ただし、これらの建築物について次に掲げる増築又は大規模の修繕等をするとき、この限りでない。

(1) この条例の施行の際現に新築、増築又は大規模の修繕等の工事に着手している建築物について、当該工事の完了後に増築又は大規模の修繕等をするとき。

(2) 施行日前に都市計画法第18条又は第19条の規定により都市計画決定

された事業で、施行日以後に当該事業により新築される建築物について、当該新築の工事の完了後に増築又は大規模の修繕等をするとき。

参考資料

制 定 要 旨

建築物における特定自動二輪車の駐車のための施設の附置について必要な事項を定めること等のため、この条例を制定するものである。

